

## 地域における蚕糸救済政策の展開

—福島県政友会の動向に焦点を当てて—

白 鳥 圭 志

### I. はじめに

本稿は第一次大戦後のいわゆる“反動恐慌”から昭和恐慌期に至るまでの蚕糸救済政策の展開を、福島県を事例に地方レベルで検討することを課題とする。

当該期の蚕糸業救済政策についての研究は滝沢秀樹氏による第二次帝蚕を巡る売込問屋、片倉・郡是等の巨大製糸資本、中小製糸資本三者の利害の対立状況を、当時の「政党政治的状况」を踏まえての検討が存在する。そこで氏は政治的に政友会が帝蚕運動の担い手だったこと、結果的に蚕糸救済政策は片倉等巨大資本の救済に過ぎなかったことを指摘している<sup>1)</sup>。しかし、全国レベルでの議論のため、地域レベルでの蚕糸業救済を巡る動きは検討されていない。言うまでもなく、当時の製糸業者の圧倒的多数は地方に活動基盤をもっていた。その意味で彼らの活動基盤である地域レベルで採られた対応の検討は重要であると考えられる。この点の検討が本稿第一の課題である。

次に、その際、どのような政治勢力（＝政党）が地方レベルでの蚕糸救済を推進したのか、またそのような政治勢力と深い関係をもった業者＝名望家の持つ利害特質はどのようなものだったか、という点を重視したい。なぜなら、滝沢氏も指摘するように、当時の蚕糸救済は「政党政治的状况」の中で行われた。したがって、このような状況下で蚕糸救済を推進した政治勢力と、その背後に存在する利害関係の分析は必要不可欠であると考えられるからである。この点の検討を本稿第二の課題としたい。

以上本稿では、地域内部での蚕糸救済への対応、その担い手となった政党と名望家の利害との関連を明確化することを課題とする。福島県を対象にしたのは日本屈指の製糸県であることが理由である。

## II. 第一次大戦期から反動恐慌期までの福島県製糸業

ここでは当該時期の福島県製糸業の展開を検討し、その特徴を明らかにしたい。まず表1は1916年の福島県器械製糸工場の釜数別構成を見たものである。これによれば福島県の器械製糸業は全体的に見ると10釜以上50釜未満の層に44戸、全体の49.4%が集まっている。これらの大半は南会津郡など、県内製糸業の発展が比較的遅れた地域に集中している。さらに100釜以

表1 福島県器械製糸業の経営規模(1916)

規 模	10釜未満	50釜未満	100釜未満	100釜以上	総 釜 数
信夫郡	0	0	0	2	1,104
伊 達	0	3	0	6	791
安 達	0	0	0	1	549
安 積	0	0	0	3	1,466
岩 瀬	0	0	0	2	272
南会津	0	25	5	0	999
北会津	0	0	0	0	0
耶 麻	0	1	2	4	355
河 沼	0	1	0	0	124
大 沼	0	7	0	0	135
東白川	0	0	0	0	0
西白河	0	1	0	2	297
石 川	0	0	2	2	270
田 村	0	3	2	5	543
石 城	0	2	0	0	77
双 葉	0	0	0	1	120
相 馬	0	0	1	2	496
福島市	0	0	0	2	1,000
若松市	0	1	0	1	195
総 計	0	44	12	33	8,793

『福島県統計書』より作成。

表2 福島県器械製糸業釜数(1920)

釜数	10未満	50未満	100未満	100以上	釜数
信夫郡	0	0	0	2	1,124
伊達	0	2	1	8	1,641
安達	0	0	0	2	602
安積	0	0	0	3	1,556
岩瀬	0	0	0	1	424
南会津	108	25	6	0	1,035
北会津	0	0	0	0	0
耶麻	7	3	1	3	373
河沼	27	1	0	0	111
大沼	30	8	0	0	229
東白川	0	0	1	0	50
西白河	0	1	1	1	260
石川	0	0	0	2	320
田村	0	1	3	3	627
石城	0	0	0	1	150
双葉	0	0	0	1	120
相馬	0	0	0	1	688
福島市	0	0	0	2	890
若松市	0	1	0	1	200
総計	172	42	13	31	10,400

表1と同じ。

上の大規模な製糸工場は信達(伊達・信夫両郡・福島市)方が9工場と全体の27.2%、そして田村・耶麻郡に比較的数量が多い。この時点で座繰の本場信達地方で器械製糸が浸透しているのが伺える。また全県平均規模を見ると98.7釜になる。これは100釜未満の零細な工場の比重の重さの反映であると言えよう。

これに対して反動恐慌が起こった1920年について検討したのが表2である。1916年にたいして際立っているのは、10釜未満の極めて零細な工場の比重が172工場、66.6%と大きな比重を占めている点である。そしてこれに50釜未満の工場を加えれば224釜、86.8%とその殆どを占める。これらは南会津郡を中心に分布しており、第一次大戦による好景気を背景に製糸業の

表3 生糸生産の内訳

	1916			同構成比		1920			同構成比	
	器械	座繰	計	器械	座繰	器械	座繰	計	器械	座繰
信夫郡	11,453	18,404	29,857	38%	62%	18,841	9,380	28,221	67%	33%
伊達	20,295	13,666	33,961	60%	40%	33,001	11,957	44,958	73%	27%
安達	6,829	11,463	18,292	37%	63%	12,167	9,798	21,965	55%	45%
安積	28,707	1,764	30,471	94%	6%	27,524	994	28,518	97%	3%
岩瀬	3,956	900	4,856	81%	19%	7,450	150	7,600	98%	2%
南会津	2,695	800	3,495	77%	23%	3,622	928	4,550	80%	20%
北会津	0	7	7	0%	100%	0	7	7	0%	100%
耶麻	7,975	2,121	10,096	79%	21%	5,043	1,904	6,947	73%	27%
河沼	450	175	625	72%	28%	450	145	595	76%	24%
大沼	1,102	307	1,409	78%	22%	967	244	1,211	80%	20%
東白川	0	529	529	0%	100%	746	345	1,091	68%	32%
西白河	3,467	3,327	6,794	51%	49%	6,480	250	6,730	96%	4%
石川	4,751	1,562	6,313	75%	25%	4,330	390	4,720	92%	8%
田村	7,348	7,596	14,944	49%	51%	10,345	4,890	15,235	68%	32%
石城	717	1,915	2,632	27%	73%	1,650	460	2,110	78%	22%
双葉	2,380	925	3,305	72%	28%	2,609	630	3,239	81%	19%
相馬	19,300	2,607	21,907	88%	12%	7,218	425	7,643	94%	6%
福島市	2,888	1,955	4,843	60%	40%	18,750	6,500	25,250	74%	26%
若松市	3,110	131	3,241	96%	4%	4,600	140	4,740	97%	3%
総計	121,425	68,068	189,493	64%	36%	142,443	49,537	191,980	74%	26%

前表に同じ。 単位：貫。

発展が微弱な地域<sup>2)</sup>に零細規模の製糸工場が展開したと言えよう。またかかる発展の帰結として、県内器械製糸工場の平均釜数は40.3釜と1916年の半分に以下に落ち込んでいる。以上の検討から第一次大戦期の福島県器械製糸の展開は50釜未満、特に10釜未満の弱小工場の族生による経営規模の零細化が特徴であると言い得る。

更に器械製糸業の発展により座繰製糸も大幅に後退した。1916年に3万2千釜あった座繰は1919年には1万8千釜に、1926年には約1万釜にまで落ち込んでいる。古くからの養蚕製糸地帯であり、座繰の本場である福島県にあっては全体として第一次大戦期には座繰製糸は急激に衰退しており、県内座繰の中心である信達地方でも同様な動きを示している。かかる動きを地域別に器械製糸業との対比で把えたのが表3である。同表は器械・座繰の生産

表4 福島県是製糸設立前後の大製糸工場

第9次(1923)		第10次(1926)		第11次(1929)	
工場(会社)名	釜数	工場(会社)名	釜数	工場(会社)名	釜数
片倉製糸岩代工場	790	福島県是製糸(株)	1,002	岩代富国館	1,004
岩代富国館	650	山十組(株)福島製糸所	910	山十製糸(株)福島工場	910
小口組郡山製糸所	600	片倉製糸紡績(株)岩代製糸所	792	片倉製糸紡績(株)岩代工場	792
笠原組須賀川製糸所	590	小口組郡山製糸所	600	小口組郡山工場	588
共同生糸尙造所福島製糸場	440	岩代富国館	530	笠原組須賀川工場	585
双松館	370	笠原組製糸所	530	福島県是製糸(株)	482

『第9・10・11次製糸工場調査』より作成。上位6社を掲載。

の合計に対する両者の比重を見たものである。これによると1917年には座繰製糸は県全体で約4割弱と、未だ根強く残存している。またこの時点で器械製糸が座繰を凌駕していない郡も6つある。しかし1920年には北会津郡以外のすべての地域で器械製糸が座繰を凌駕し、これによって県全体でも座繰はわずかに約2割を占めるに過ぎない。特に座繰製糸が根強く残存していた信達地方でも座繰製糸は決定的に後退している。

県内製糸業がかかると示す中で、この時期には県外資本の進出が見られる。表4によれば『第9次製糸工場調査』が実施されたと見られる1923年には片倉・富国館・小口組・笠原組等県内資本の釜数を凌駕する資本が進出している。ここに後に見るような、弱小製糸合併＝製糸合同必要論・県外製糸対抗論が一定の根拠をもつ理由があったのである。

このように第一次大戦の好況を背景とする福島県製糸業の発展は座繰製糸の決定的衰退、器械製糸業の展開という形をとって現れた。しかし、座繰製糸にとって代わった器械製糸は50釜未満の零細なものが大半を占めており、器械製糸の展開は構造的に脆弱なものに過ぎなかった。これに加え県外大資本の進出がこの時期から見られた。かかる状況の中で反動恐慌が生じるのである。

### III. 反動恐慌とその対応

#### a. 製糸団体の諸要求

前項で検討した反動不況による糸価下落を背景に養蚕製糸業者は蚕糸業救済活動を活発化させる。

まずは1920年7月に県勸業主任技術委員会が答申を出した<sup>3)</sup>。この中に「蚕糸銀行の設立」が要求に挙がっていることが注目される。本答申は蚕業技術について論じているものであるにもかかわらず、後に示すような蚕糸救済要求に示される「蚕糸銀行の設立」が要求されているのは、糸価の下落に対してかなりの危機感が見られるものとして興味深い。

そして8月末に入ると、信夫郡有志が蚕糸救済要求を示し、救済を求める動きが活発化してきた<sup>4)</sup>。ここでは、養蚕組合倉庫への指定倉庫（日銀指定倉庫と考えられる一筆者）に準じた繭担保金融、政府補助による国定相場の形成が要求されている。そしてこれに続き8月末になり県内製糸関係業者の県民大会準備における決議事項が伝えられた。ここでは糸価維持の為の、生糸買取シンジケート設立の為の出資方法、政府からの低利融資要求、買入糸の基準量が記されている。またこれを基礎に9月の蚕糸救済県民大会<sup>5)</sup>での決議事項では県内製糸関係業者の出資額は明記されておらず、かつ「政府補償」まで明記する等、政府依存の色合が強いものに変化している。また自力的な内容としては「生産調整」が新たに加えられているが、総じて政府依存の割合が強まったと見る事ができよう。さらに、これに続いて1921年に入り蚕業振興福島県民大会が開かれる。ここでは、これまで見られた要求に加えて、反動恐慌後復活したいわゆる「第二次帝蚕」<sup>6)</sup>に対する要望が目につく。

このように反動恐慌に伴う糸価下落を背景とした、製糸関係業者の救済要求は糸買入れの為のシンジケート設立の為の低利資金供給、帝蚕の活動強化といった政府への依存度がかなり強い救済要求となっていた。これまでの諸決議を見て来たように、これら諸要求の実現の為には「請願を為すこと」が

決議されていた。次項では、かかる請願がどんな主体によって取り組まれたか、またかかる救済を求める動きに対して地域レベルでどのような対応が取られたかを考察しよう。

#### b. 蚕糸救済活動とその政治的担い手

前項で論じた、蚕糸業者の救済要求に対して、いち早く対応したのは政友会であった。政友会は機関紙『民報』において、同党所属議員が政府に蚕糸業救済の働きかけを積極的に行っていることを大きく報じた<sup>7)</sup>。福島県でも蚕糸業救済に積極的な動きを見せたのは、やはり政友会だったのである<sup>8)</sup>。また政府への陳情活動を積極的に行っていることを大きく報じる一方で、他方では県内でも独自の活動を行う。表5は福島県議会における蚕糸救済関連の採択された建議を見たものである。これによれば、反動恐慌以降関東大震災直前までの建議内容は、「低利資金」「繭市場補助」のふたつである。この二つはまず賛成者の数が他の建議に比べ顕著である。これは県内の蚕糸救済政策一とりわけ資金撒布を伴うものへの要望の高さの反映と取れる。この二つの建議の賛成者の政党別内訳をみると、両者とも圧倒的多数が政友会議員である。この時期の政友会議員の総数は24名であり<sup>9)</sup>、このことは政友会議員の多数がこの両建議の賛成に回ったことを示している。なおこれ以外の建議でも政友会議員が賛成者の中心になっている。さらに県の勸業補助費総額に占める蚕糸関連費構成比も増加を示した。同補助費は大戦中に4～5%程に低下した後、22年には19%にまで上昇している<sup>10)</sup>。かかる状況は県議会内での政友会の積極的な動きの反映と見られる。

これに加え1922年には政友会系馬渡知事により製糸合同政策が実行される。同知事は10月9日県内の製糸業者を集めて、「本縣製糸業隆盛進歩を図り世の進運に順応せんとするには製糸業者が個々分立することなく会い提携して合同しなければならぬ。予はかつて愛媛縣において製糸合同のきわめて緊要なことを悟りましてその実現に努力しました。而して本縣に参りましてその必要を愈よ痛感するところがありました。而して製糸合同のごとき

表5 福島県議会における蚕糸救済関係決議（1920—32年）

決 議 案	提出年	提 案 者		提出者政党別内訳		採 否
		政友会	憲政会	政友会	憲政会	
低利資金ニ関スル建議	1920年	2	1	16	1	採
繭市場補助ニ関スル建議	1921年	5	1	11	3	採
建議 日本銀行ノ指定倉庫増置セラレンコトヲ内務大臣ニ意見書提出ノ件	1923年	1	0	5	1	採
地方振興費増額並ニ支給方法改正ニ関スル件	1926年	1	1	3	3	採
蚕糸業救済ニ関スル建議 本県蚕糸業救済委員会設置ニ関スル件	1926年	2	1	9	6	採
糸価安定融資保証法運用ニ関スル件	1929年	2	5	全会一致		採
繭市場及乾繭組合助成ニ関スル件	1932年	3	6	3	3	採

資料：『福島県会史』大正編・昭和編第1巻より作成。

憲政会は1927年以降民政党。なお、採決されなかった決議に関しては資料上検討できなかった。

は縣が主となって盡力するとするも当業者諸君において斯かることを考え若しくは必要とせぬならば縣の努力は水泡に帰すのであります」と製糸工場の合同を力説した<sup>11)</sup>。先にも見たように当時の福島県は弱小製糸が乱立し、まさに「個々分立」していたことが、このことが知事の発言の背景にあると思われる。そしてここでの会合の結果、模範工場として福島縣は製糸を設立し、これを中核にして漸次製糸工場の合同を進めることに決定した。これを受けて福島縣は製糸株式会社が1923年4月に設立される。

このように政友会は、議会で蚕糸救済建議を次々と採択し、さらには製糸合同を主導することで、蚕糸業への財政補助の増額・蚕糸救済等により県内蚕糸業の再編を図ったのである。

c. 政友会と製糸業者

b で見たように福島県内では政友会主導で蚕糸救済が行われていたが、こ

のような政友会の蚕糸救済への積極的な取り組みの背景には何があるのだろうか。これを知る為には政友会と深い関係をもった名望家の利害を検討する必要がある。まず全員については判明しないが、当該期の政友会県議をみると、県内有力製糸業者富田勘之丞(藤田製糸, 186釜=『第11次製糸工場調査』, 第二次帝蚕監査役), 養蚕業に関係が深い農会会長管野善右衛門, 後に縣是製糸監査役となる田倉孝男といった県内有力製糸業者が名を連ねている。さらに、縣是製糸設立参加者を見ると、製糸金融・運送業・倉庫業等を通じ製糸業と関係が深い吉野周太郎, 日本初の株式会社器械製糸工場で県内指折の規模を持つ双松館(釜数370=表4)の館主である山田一, 本宮・会津の分工場も含め642釜と県内本社所在の製糸経営中最大規模を誇る(表4)日本正準社長佐藤儀四郎ら有力製糸関連業者が名を連ねてる。更に彼らはいずれも『貴族院多額納税議員互選人名簿』に名前が上がる県内指折の名望家であった<sup>12)</sup>。政友会の背後にいたのは彼ら有力製糸業者であり、大戦期に族生した弱小製糸の利害を代弁するものは見られない。

このように政友会は県内有力製糸業者と密接な関係にあったのであり、かかる関係こそが政友会が蚕糸業者の利害を代弁して積極的に蚕糸救済に取り組んだ背景だったのである。

#### IV. 関東大震災～金融恐慌期の蚕糸政策

##### a. 関東大震災以後の諸問題

IIIで示したように、反動恐慌以降福島県では蚕糸救済運動が展開された。その後第二次帝蚕活動などにより生糸価格は上昇に転じる<sup>13)</sup>。福島県でも状況は好転し、1920年を底にして23年までは総じて価格は上向く。この間、かかる動きの反映か、表5に見られるように蚕糸救済関連の建議は見られなくなる。しかし関東大震災のため状況は一変する。福島県ではどのようなことが問題とされたのであろうか。このことが断片的にわかるのは1923年12月3日の県議会における、「滞貨救済ニ関スル意見書」である<sup>14)</sup>。ここでは震災によって「鉄道運輸」が「不円滑」になったため、滞貨の増大が深刻な

問題となっていることが主張されている。これと同時に横浜における生糸焼失も問題とされた。1924年に福島市公会堂で、東北蚕業大会が開かれたが、それに先立ち『民報』に掲載された「檄文」<sup>15)</sup>では、新繭購入の為の資金不足が強く主張されている。製糸家の資金の調達には、地域内部での製糸流通の始点をなしており<sup>16)</sup>、これなしでは製糸業の再生産は成り立たない。表5に見られる日銀指定倉庫増設要求の背景にはかかる事態が背景にあると考えられる。さらに震災により回復基調に入っていた糸価が下落する。このように関東大震災の発生は、反動恐慌による打撃から回復しつつあった福島県製糸業に再度打撃を与えることになった。そしてこのことは新たな蚕糸救済への動きを引き起こすのである。

また問題はこれのみに止まらない。1926年以降為替相場の上昇によって、糸価は大きく下落する。この流れは、アメリカの「1927年不況」へと接続して行く<sup>17)</sup>。かかる動きは福島県でもかかる糸価の変動が確認できるが、かかる市場・価格の動向に対して県内ではどのような対策が採られたであろうか。次にそれを検討してみよう。

## b. 蚕糸政策の展開

かかる動きに対して積極的に対応したのは政友会であった。政友会は鉄道省をはじめ、政府へ積極的に陳情を行う一方、他方で県議会においても「日本銀行ノ指定倉庫ヲ増置セラレンコトヲ内務大臣ニ意見書提出ノ件」という建議を提出・採択させる(表5)。これは前述の製糸家の焼失生糸に伴う運転資金不足の日銀融資による補填の為の準備の意味があると考えられる。また前述のように県議会で救済決議を採択する。この決議に政友会が整備・充実を進めて来た小名浜港の利用が提起されていること、またこれを憲政会議員が批判していることを考えると、満場一致の可決ながら、政友会の主導性が読み取れる<sup>18)</sup>。

しかし翌年1月に入ると製糸業者からは、「近来震災にて焼失せる絹織物の復旧による国用向の需要激増し現に私の関係する会陽製糸などは最優価格

以上にて新潟縣の機業家に一手販売として一日三〇(文字欠落一筆者)の生産が間に合はず殊に最近該手筋が横糸の欠乏を感じ白河、三春、二本松と買漁り遂に福島に先手を伸ばし買収に狂奔しつつあるをしても如何に内地絹織物の復興急であるかを察するにあまりある」<sup>19)</sup>という声も聞かれるようになった。この発言に裏打ちされるかのように、生糸価格1924年には若干の下落を見せるが、翌年には震災前と同水準にまで回復する。またこの間の県議会における決議をみても蚕糸救済のかかわる決議は見られない。蚕業補助費はむしろ震災前から若干低下を見せその後4万3千円で安定する。このように震災は福島県蚕糸業の回復を妨げるかに見えた。事実滞貨問題や生糸焼失問題等は大打撃を与えた。しかし生糸価格がその後の復興需要の増大により回復を見せる中で、蚕糸救済の声・運動は比較的早く沈静化する。

他方で福島県独自の蚕糸業再編政策が同時進行する。製糸合同政策がそれである。まずこの政策の目的は表面上県内製糸没落の回避・県外製糸への対抗におかれていた。このことは、先に引用した知事の発言や県是製糸役員山田の「思ふに製糸業を危険視して県民の利害休戚に重大なるところの国家的事業が勤もすれば県下に於いて衰退し他県人の経営するところとならんとする場合において吾人当業者は率先して地方有力者の誤解を釈明してその理想たる製糸合同実現に向つて猛突邁進せざるべからざるなりこれ即ち製糸業者の重大なる責任なるを信ず」<sup>20)</sup>との発言に見いだされる。しかしながら、真の目的はここにあつたのだろうか。佐藤に関しては不明だが、彼ら縣是製糸役員の事業状況を見ると、吉野は大戦期来製糸業関連事業の積極的拡大を図り、山田一に関しては双松館の経営状況が悪化していたとの指摘がある<sup>21)</sup>。さらに縣是製糸役員には弱小製糸家の参加が全く見られない。ここから、吉野に関しては自らの福島県の製糸業支配の強化を、山田に関しては自らの製糸経営の基盤強化を目的としたのであり、県内製糸の没落回避・県外製糸への対抗という言葉は、吉野ら有力者による支配強化を隠蔽するものに過ぎないと考えられる。

そして、彼ら有力者支配の下で、製糸合同が一定程度の進展が見られる。

これを表4で確認すると、縣是製糸設立以前の福島県製糸業は最大規模のもので400釜前後であり、県外進出業者との格差は明瞭であった。しかし縣是製糸は千釜を越え、県内の製糸資本としては初めて県外資本に匹敵する規模をもったのである。しかしながら、縣是製糸の弱小製糸の参加はほとんどなく、このことは「地元有力者の誤解」の強さを示すものと見られる。このように関東大震災以後、県内蚕糸救済政策は製糸合同を中心に進展するのである。

### c. 製糸合同・蚕糸救済の挫折

しかしこのような有力製糸業者中心の再編は行き詰まりを見せる。表6は福島縣是製糸の貸借対照表を示したものである。これによると、第一期で既に損失を計上している他に資金調達における借入金の割合が突出している。この第一期の損失は、縣是製糸の設立年度から見て関東大震災に伴うものと推測される。次に借入金の比重は54%と過半を占めており、このことは借入金なしでは縣是製糸の経営が成り立たないこと及び「当期純利益」も計上不能なことを物語る。また資産勘定中の「棚卸製品・副産物」「棚卸賄料」が突出している。このことは在庫管理費用負担の大きさを物語っていると考えられる。かかる在庫費用負担の背景には製糸不況がその背景にあると言えよう。

以上のように福島縣是製糸はその船出の時点で不安定な経営状況にあった。かかる状況の中で、縣是製糸設立目標である県内製糸合同は破綻に向かう。表4によれば1925年の時点で、縣是製糸は釜数1,002と県外資本を凌駕する規模を獲得するに至る。縣是製糸設立以前の県内資本の最大は共同生糸荷造所の440釜であるから、その県内での地位の高さが看取できよう。このように1925年の時点では縣是製糸は県外資本を凌駕し、弱小資本を多数抱える県内製糸業の合同の中核になるかのように見えた。しかし第11次調査では482釜と前回の半分以下に急落する。資料上の都合から、この背景にある問題を追及することはできなかったが、この時期には福島県の生糸価格は大

表6 福島県製糸貸借対照表(1924.4-25.3)

資産の部	金額	構成比	負債の部	金額	構成比
不動産	24	1%	払込資本金	500	20%
機械機具什器	86	4%	借入金	1,321	54%
有価証券	5	0%	未払金	41	2%
未収入金	31	1%	仮受金	560	23%
借入金	15	1%	職員積立金	1	0%
預金	253	10%	当期純益金	20	1%
棚卸製品・副産物	729	30%			
棚卸賄料	1,202	49%			
度品・越高	42	2%			
起業費	5	0%			
工場勘定	2	0%			
未経過割引料	1	0%			
前期繰越損失	34	1%			
金銀在高	10	0%			
合計	2,444	100%	合計	2,444	100%

新聞決算広告より作成。 単位=千円。

幅下落しており、これ原因のひとつであると見られる。またこの間、縣製糸は二本松工場を会陽製糸に売却しており<sup>22)</sup>、1928年には縣製糸社長で同社の金融的後ろ盾であった吉野周太郎が頭取の百七・福島・福島貯蓄の三行が破綻する。縣製糸はこれら銀行に多額の焦付を与えており、経営状況は前掲表の時点より一層悪化していたと考えられる<sup>23)</sup>。そしてかかる状況の中で縣製糸は1929年に破綻するのである。

さらに養蚕製糸業が破綻が決定的になった結果、蚕業補助も27年43.5千円(勤業補助費中の構成比16%以下同様)→28年33.5千円(13%)→29年37.5千円(16%)→30年2千円(1%)と30年以降絶対額・構成比とも大きく低下する<sup>24)</sup>。かくして地元製糸業の再編政策は頓挫するのである。

## V. おわりに

以上、福島県を事例に地域レベルでの蚕糸救済政策について検討してきた。福島県においてはいわゆる反動恐慌以降の蚕糸不況を背景に、蚕糸救済の為

の財政補助、製糸合同政策が推進されていた。その際、これら政策の積極的担い手となったのは、中央同様政友会であった。政友会は自らの所属県議の中に県内製糸関連有力者を抱えるとともに、吉野周太郎ら有力製糸業者とも密接な関係にあった。政友会の積極的な蚕糸救済の背景には、このような有力製糸業者との密接な関係が存在したのである。したがって、地方政友会の活動を考慮した場合、少なくとも地域の有力製糸業者は地方政友会との結び付きを通じて救済の対象に入っており、このことから政友会の蚕糸救済を「巨大資本」の救済とする通説は修正が迫られよう。

また福島県の事例を見る限り、地域内部における積極財政政策の有力な担い手の一つが、地域の有力製糸関連業者であったことが判明した。本論でも見て来たように、彼らは蚕糸救済実現の為の諸活動や、密接な関係をもった政友会の議会活動を通じ蚕糸関連支出の増額を図っていたが、これらのことは当時憲政会一民政党が推進していた金解禁の為の緊縮財政政策とは矛盾するものであった。このような事実は、製糸業者が金解禁政策の有力な担い手である、との議論<sup>25)</sup>とは反するものである。もっとも、この点の検証は他県の事例を踏まえて検証する必要がある。さらに製糸業者が政友会と結び付き積極財政の担い手の一つであったとすれば、政友会が推進していた他の積極財政にかかわる諸政策（地域開発政策など）との、製糸業者の利害関係も明らかにする必要があると考えられる。これに加え表5によれば、1929・32年民政党も蚕糸救済政策決議に賛成の態度を表明しているが、かかる民政党の動向と政友会の関係も明らかにされねばなるまい<sup>26)</sup>。しかしながら、これらの諸点は今後の課題としたい。

#### 注 記

- 1) 滝沢秀樹『日本資本主義と蚕糸業』（未来社、1978年）、第1編第3章第3節。同「第一次世界大戦の終結と日本蚕糸業」上下（『甲南経済学論集』17巻3・4号）。なお、本稿では紙幅の関係上憲政会一民政党の蚕糸救済に対する姿勢に関しては扱い得なかった。通説（＝滝沢説）では、憲政会は政友会の救済政策は大

資本の救済に過ぎないとの批判をするのみで、オルタナティブは提起できなかったとされているが、福島県でも事態はほぼ同様であった。いずれ政友会のみならず憲政会側の議論を含めた別稿を期す予定である。

- 2) 以下での福島県製糸業の発展度は山田舜「後進県における製糸業の形成と展開」(高橋幸一郎編『日本近代化の研究』下巻, 東大出版会, 1971年, 所収)によっている。なお以下の数値は特に断らない限り、『福島県統計書』から算出したもの。
- 3) 『福島民報』1920年7月11日(以下『民報』と略)。
- 4) 『民報』1920年8月22日。
- 5) 『民報』1920年9月10日。これによると大会参加者は福島県の有力製糸家を中心に千人以上になったと伝えられている。このことは、蚕糸救済に対する関係者の関心の高さを物語ると考えられる。
- 6) 『民報』1921年1月21日。大会決議案では要求の4番目として「帝国蚕糸株式会社機能を完からしめんが為融通資金を増加し且政府補償の途を開くこと」を掲げている。
- 7) 『民報』1919年8月12日では『蚕糸救済と政友 支部幹部奔走開始』の見出しのもと、政友会所属議員の政府への働きかけを伝えている。また知事を中心に救済政策についての協議を進めていることも伝えている(8月25日)。
- 8) 表5を参照。
- 9) 『福島県会史』大正編(同議会, 1959年), 選挙区別議員内訳を参照。以下での県会議員に関する議論もこれによる。
- 10) 前掲『県会史』による。また以下での構成比の動向もこれによる。
- 11) 『民報』1922年10月9日。
- 12) 吉野については拙稿「地方金融の再編と地域利害」(『土地制度史学』に近日掲載予定)に、山田及双松館については中村五郎「福島県の金融と経済の歩み」⑥, 東邦銀行福島経済研究所『福島の進路』, 1984年10月号, 所収)に、佐藤については山田前掲論文(なお山田氏は日本正準を県外資本としているが、『会社要録』1920年版によれば同社の本社所在地は伊達郡長岡村とされており、この点誤認している)による。また三人の1925年時点での第3種所得税順位については福島県報号外『貴族院多額納税者議員互選人名簿』(1925年)による。
- 13) 滝沢前掲書を参照。以下での糸価格の動向は『福島県統計書』による。
- 14) 前掲『県会史』大正編, 大正12年通常会。「滞貨救済ニ関スル意見書 本年九月一日ノ関東大震災以来鉄道運輸ノ不円滑ヨリ各駅頭ニ於ケル丘堆山積ハ官民周知ノ事実ニシテ随テ当業者ノ苦痛ハ勿論一般産業上ニモ亦多大ノ影響ヲ及ボシ

延イテ国富ノ増殖ヲ阻ミ公益ヲ害スニ至ラムトス」…中略…「因テ本縣会ハ茲ニ政府ニ向テ切望スベク此ノ際非常ノ果断ヲ以テ鉄道各線ニ貨車ノ配給ヲ潤沢ナラシメ以テ其ノ運輸ノ円滑ヲ期スルト共ニ一面我小名濱港ヲ利用シ陸海両者相俟ツテ此ノ非常時ニ於ケル焦眉ノ危急ヲ救済セラレムコトヲ」。

- 15) 『民報』1924年3月2日。「客年京浜の大震災によつて帝都の文化は一朝にして波瀾せられ未だ復興するに至らず就中本邦経済界の首脳たる我が蚕糸業に於いては貿易港の破滅五万六千九百余コリの生糸を焼失して未だその善後策の帰趨する所を知らず為に目の前に新繭買入の時期を時期を控える製糸家は資金調達に苦しみ銀行業者亦貸出の方策に躊躇し新繭期に臨んで羅針盤を失ひ養蚕家産繭の売却に苦しむべく更に繭価の崩落をさへ招来せんとするが如きは吾人此業に在るものの座視する能ざる危急の秋と信ずる」。なおこの東北蚕業大会の主唱者は「福島縣蚕糸業聯盟會」となっている。従って、上記の件は福島県内でも強く要求されていたと考えられる。
- 16) この点については石井寛治『日本蚕糸業史分析』（東大出版会、1972年）、163—164頁を参照。
- 17) 小野征一郎『昭和恐慌と農村救済政策』（安藤良雄編『日本経済政策史論』下巻、東京大学出版会、1976年、所収）、15頁。
- 18) 前掲『県会史』大正編、大正12年通常県会「滞貨救済に関する意見書」。
- 19) 会陽製糸株式会社取締役社長五十嵐小右衛門「我が生糸前途観」（『民報』大正13年1月23日）。
- 20) 『民報』1923年2月17日。
- 21) 吉野については前掲拙稿を参照。また中村前掲論文によれば、合併前双松館に融資をしていた郡山商業銀行の1921年の営業日誌に次のような記述があるという。「双松館資金不足ノタメ休業云々の由来談アリシモ真偽判明セズ」（1921年9月8日）、「秋繭益々昂騰シ各工場ハ買見送リノ状態ナリ」…中略…「双松館遂ニ休業ノ由新聞ニ掲載セラル」（同12日）。これら資料から福島縣是製糸設立に参加した製糸工場の経営状況は悪化していたものと考えられる。
- 22) 中村前掲論文を参照。
- 23) 「一、福島縣是製糸 富国館ト同様専ラ福島銀行及福島倉庫ヲ利用利用シ居リタルガ両者ノ破綻ニ因リ」…中略…「第七銀行 二万円 横浜マツケロ氏経営売込間屋 四万円 支那日本貿易会社 若干ヲ借入レ…（後略）」（日銀福島支店「福島地方地元製糸家ノ本年度購繭資金調達状況及操業ノ概況」、『日本金融史資料』昭和統編附録第一巻、所収）。また福島縣是製糸が吉野系銀行に与えた打撃については前掲拙稿で言及している。

- 24) 表出はしなかったが『県会史』昭和編によると、勸業補助費に占める蚕業補助の比率は、1930年以降も1%前後で推移する。これに代わり果樹園への補助が上昇する(なお誰のイニシアチブかは不明)。このことは、養蚕製糸業が恐慌で打撃を受ける中で、養蚕業から果樹への作付転換が生じたことを意味すると見られる。
- 25) 中村政則『昭和の恐慌』(小学館、1981年)SL文庫版228—229頁。
- 26) 民政党は県内初の普通選挙である1925年の県議会選挙で、1919年以来の県議会における政友会優位を打破し第1党に返り咲いた。このように民政党は普選による大衆の支持により政友会打破に成功したのである。1929年の救済決議に関しては養蚕製糸業従事者の多い福島県の大衆向けに賛成に回ったとも考えられるが、この点は今後作成予定の別稿で明らかにしたい。また、32年の決議であるが、別稿で既に明らかにしたように、福島県ではこの時点で既に政友会と民政党の利害は融和していた(前掲拙稿参照)。従って32年決議に関してはこのことが背景にあると見られる。

(一橋大学大学院博士課程)